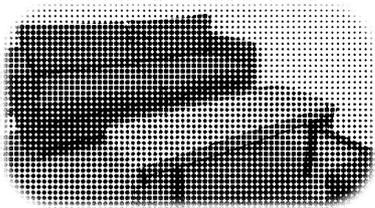




OSK
KHJ
岡山きびの会



第 193 号
(令和元年 10 月)

『KHJ 岡山きびの会』のご案内

2019 年度 年会費	正会員	6000 円
	賛助会員	3000 円
月例会参加費	正会員	500 円
	正会員以外の方	1000 円

郵便振込先 01380-6-77803 KHJ 岡山きびの会

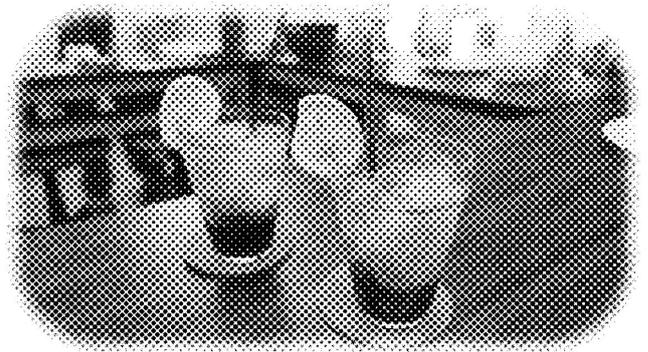
※ご入会・ご寄付は随時受け付けております。

会 長 馬場 貴裕

連絡先 【電話】080-9795-2786 ※各居場所が開いている時間帯のみ、スケジュール、場所確認のための
着信専用電話です、ご了承ください。

【メール】khj_okayamakibinokai@yahoo.co.jp

居場所 岡山市北区表 1 丁目 4-64 上之町ビル 4 階 (市電・城下電停すぐ、アーケードに隣接)



KHJ岡山きびの会の願い

不登校・ひきこもりの子どものことで悩んでいる親どうしが情報を交換し、親の気持ちが癒され、元気づけられ「この子がいてくれて本当に良かった」と心から思えるようになることを目指します。そして本人たちが自分の意思と選択と決定において生き生きとして社会参加できるようになることを支援します。

グループでの話し合いの約束

- ここでの話はここだけのことにしましょう。
- 相手の話は受容しながら聴きましょう。
- 非難・批判はしないようにしましょう。
- 長く会に参加している人は新しい人に手をさしのべましょう。

▼▼▼ 令和元年 10 月例会のお知らせ ▼▼▼

日時	令和元年 10 月 13 日 (第 2 日曜日)	13:00~16:00 ※日時に注意
場所	きらめきプラザ 2 階 ゆうあいセンター 大会議室	岡山市北区南方 2 丁目 13-1 電話:086-231-0532
内容	●演題 「8050 問題と年金のお話」	
講師	安井玲子 (やすいれいこ)	所属: (特定社会労務士)
参加費	正会員 500 円	正会員以外の方 1000 円

▽ 令和元年 11 月例会のお知らせ ▽

日時	令和元年 11 月 10 日 (第 2 日曜日)	13:00~16:00
場所	きらめきプラザ 2 階 ゆうあいセンター 大会議室	岡山市北区南方 2 丁目 13-1 電話:086-231-0532
内容	●演題 「地域のつながりをもとめて ~母として、PSW として、市民として」	
講師	難波規子 (なんば のりこ)	(KHJ もみじの会会員)
参加費	正会員 500 円	正会員以外の方 1000 円

2019 (令和元) 年 9 月 8 日 (日)

● 演題 「ひきこもり当事者が主に親亡き後に活用できる社会的支援と後見人制度や生活保護」

講師：伊藤清都 (岡山パブリック法律事務所)

※以下、紙面の都合上、当日の資料から引用・割愛して紹介しています。

ご家族のための成年後見制度

● 成年後見制度とは？ → まずはじめに、成年後見人制度は「認知症」「知的障がい」

「精神障がい」によって、判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。

● 法定後見人制度は以下の 3 つの類型に分かれています。

▽補助：判断能力が不十分な方 ▽保佐：判断能力が著しく不十分な方 ▽後見：判断能力が常にかけている方

手続きや費用は？

● 後見人候補者を定める

【兄弟姉妹、親族に依頼】・身近な存在・相続が発生した際は利害関係に

【第三者専門職等に依頼】・個人の弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など様々

・専門的な対応を期待できる・報酬が発生する

● 申立書類を作成する

【申立人自らが作成する場合】

・家庭裁判所で申し立て書類を受け取り、見本を見ながら作成。

・必要書類 (診断書・戸籍・住民票・登記など) を取り寄せる。

(かかりつけ医がいる場合はまず相談。鑑定先は家裁が選定)

・実費用程度 (戸籍等の取りよせ内容によって上下)

→ ● 鑑定があった場合は +5 万円

【専門職に依頼する場合】

・申立書類が速やかに作成できる

・実費 + 申し立て書作成の報酬費用が生じる。

● 実費 2 万円程度 + 申立作成費用 5 万 ~ 10 万円

→ ● 鑑定があた場合 +5 万円 ※ 鑑定費用は岡山県の場合

● 手続きや費用は？

【ご家族が就任した場合】

・報酬を家裁に申し立てるかは後見人などになられた、ご家族の判断になります。

【第三者が就任した場合】

・実費 (交通費、切手代など) ・報酬

実施した内容によって裁判所が決定します。

今までの目安 2 万円 ~ 6 万円 / 月

基本的に 1 年に一度の報告書提出の際報酬を申し立てます。

●後見人などの役割

身上監護	財産管理
<ul style="list-style-type: none"> ・介護・障害福祉サービスの各種手続サービスの選定 ・費用の支払い ・医療機関に関しての各種手続き ・状況に変化がないか定期訪問し生活状況を確認、等 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑、預金通帳の管理 ・収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど） ・不動産の管理、処分 ・貸地・貸家の管理 ・遺産相続の手続き、等

●後見人にはできないこと

◇介護や介助援助などの労働 ◇入院・入所時の身元引受、保証

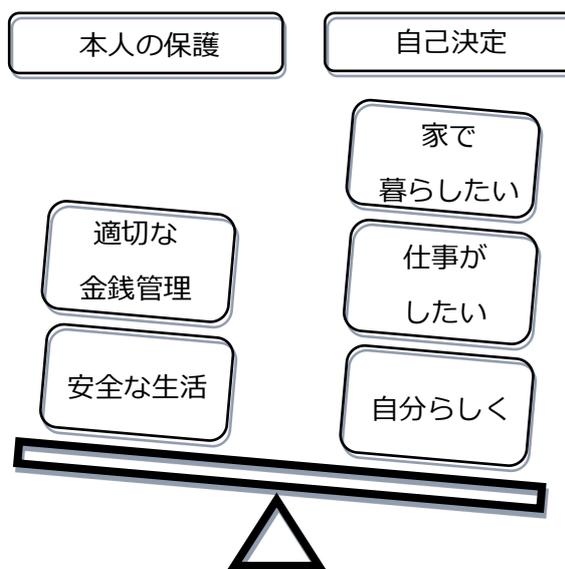
◇本人のみが所有している権利

- ・手術など医療に関する同意
- ・養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為
- ・遺言、臓器提供、延命治療など、被後見人自身の意思に基づくことが必要な場合

(備考：精神保健福祉法における医療保護入院の同意は後見人・保佐人において可能)

●目的

自己決定と保護の調和



2019/09-/08(日) きびの会 定例会 感想 / 2019/09-/21 (土)・22 (日) ピアサポーター養成講座感想

昨年度に会員向けのアンケートの結果から、親なき後の当事者の人生への不安の声が多く寄せられ、今年度はそれを受けて7月の県ひきこもり支援センターの支援コーディネーターの方の社会資源の活用のお話に引き続き9月は法律事務所の社会福祉士の方に後見人制度と生活保護制度についてお話を頂きました。

(10月は社会労務士の方による年金のお話)

会員の方からの「自分(親)が死んだ後の子供の様子を想像するのは辛い」との声も多いですが、逆に親が逝ってしまうまでに子供が自分でできる事を探す・培うという視点で、自立を手助けする為の社会資源の探求と捉えれば少しは前向きに希望を持って情報収集出来るではないか！？と考えています。

後見人制度は、当事者が障害者であれば障害がもたらす生きづらさの手助けにもなる可能性にもなりますし、親が老いて自立した生活が困難になった場合の支えになる可能性にもなります。

本人の生きづらさの緩和や親の介護の緩和は、当事者が自分らしく生きる環境づくりとしてとても有効な事ですが、後見人制度や生活保護制度は短時間の説明だけでは解りにくい部分も多々あります。

そこで助けになるのが地域で行われる無料の法律相談です。

個々の困難な状況に応じた制度の使い方を見出せるかもしれません。

ひきこもり当事者の障害特性や高齢者の身体機能低下や認知症による社会生活の困難を補う可能性のある後見人制度や生活保護制度に対して、困難を嘆く為に向かい合うのではなく、「どんな状態でも出来ることは色々ある」と自信を持ち希望や夢を持って生活する為の頼もしい支えとして会員の方々には捉えて頂けると幸いです。

会長 馬場貴裕

先日、ひきこもりピアサポーター養成研修を受講させていただきました。

多くの当事者と家族に出会い、改めて自分の心の中を整理することができた大切な時間でした。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、皆さまマツコ・デラックスさんが「当たり前を疑え」と言うTV CM見られましたか？私は、面白くて笑っちゃいました。でも、『当たり前』ってよく聞きますね。特に頭が固くなっちゃっている大人に多いような気がします（私も含めて…）

不登校に対しても、学校に毎日行くのが当たり前になっているから、それと違うことをすると、おかしいってなる。

ひきこもりもそう、自分に嫌なことが続いたりすると「もうひきこもりたい」って口にする人は多いのに、実際にそうになっている人に対して、自分たちとは違う人…って見方をされる。

親子の会話でも、一方的に親の考えが当たり前になっていて、自分は当たり前のことを言っている！なんでそれがわからないんだ！！と思っているからつい声も大きくなっている。

でも、『この世の中に当たり前はない！』自分の考え方が正しい、当たり前と思うその考え方が、周りも、自分も苦しめていることに最近になって気づかされた。

誰もが違ってそれでいい。お互い分かり合うために今、親だからできる事。当事者だからできる事。自分ができる事。それぞれが、考えることができる機会が鳥取にも、もっと必要だと思いました。

岡山きびの会のように…。

鳥取県鳥取市 岸田 ひとみ

ジャーナリスト **池上正樹** 氏 講演

“ひきこもりから救うためにあなたはひとりじゃない
ひきこもり予防も！”

10月27日（日）開催 ライフパーク倉敷大ホール
倉敷市福田町古新田 940※お子様連れでもご入場いただけます。

演題 『**当事者が望む生き方**』

開場：12:00～ 開演：13:00～15:30

～ お知らせ掲示板 ～

ふれあい学級、日にち変更

のお知らせ

11/23(土)ふれあい学級

11/30(土)若者学級

に変更します。

よろしく願います。

月

曜日

矢田相談日 12:00~17:00

・お気軽に相談にきていただけたらうれしいです。(要予約・無料)

・ゆっくり話したいと思っています。

担当：矢田

・居場所としてどなたでも利用可能

(PSW・要予約：090-6433-1877)

水

曜日

第1(水)居場所 13:00~18:00

第2(水)居場所 13:00~18:00

第3(水)居場所 13:00~18:00

・自由に来てくれ!

・どなたでも利用可能

第4(水)小坂相談日 11:00~16:00

・相談を受け付けております。予約不要・無料

・居場所としてどなたでも利用可能

担当：小坂

木

曜日

第3(木)のみ 健康教室 11:00~16:00

・居場所としてどなたでも利用可能

担当：大塚

(大阪府療術師会会員)

金

曜日

第1~3(金)居場所 13:00~18:00

・自由にできます。

・楽しく過ごしましょう。

担当：槌谷

・どなたでも利用可能

(家族)

第4(金)きびきびサロン 11:00~16:00

・深みのある人生について話し合いたいと思います。

担当：川島

・居場所としてどなたでも利用可能

第1 (土) 父親学級 11:00~16:00

- ・どなたでも利用可能

土曜日

第2 (土) 家族教室 13:30~16:00

- ・家族を主な対象とした居場所です。
- ・居場所としてどなたでも利用可能

担当：西

第3 (土) 松田相談日 9:00~18:00

- ・相談を受け付けております。 ※要予約

【料 金】:会員は1時間3,000円 ※定員8名とさせていただきます

担当：松田勝カウンセラー

- ・居場所としての利用は不可

(要予約:090-8695-0904)

第4 (土) 若者学級 13:00~18:00

- ・自由に来てくれ!
- ・居場所としてどなたでも利用可能

第5 (土) ふれあい学級 11:00~16:00

- ・雑談、相談、情報交換、会食、ゲーム、ワークショップ、体験発表
- ・みんなで盛り上げていきたい。
- ・きびの会のルールを順守できる方 (HP 参照) 居場所としてどなたでも利用可能

担当：マイメロ

夜の居場所

- ・社会参加を目指している人や、また就労後にも集える夜間の居場所。
- ・どなたでも利用可能、初めての利用の方は要相談・見学
- ・安心安全のため日時は非掲載

他曜日

担当：あさやま

居場所 電話：080-9795-2786

※各居場所が開いている時間帯のみ、スケジュール、場所確認のための着信専用電話です。
ご了承ください。

KHJ 岡山きびの会 10・11月 居場所・行事カレンダー

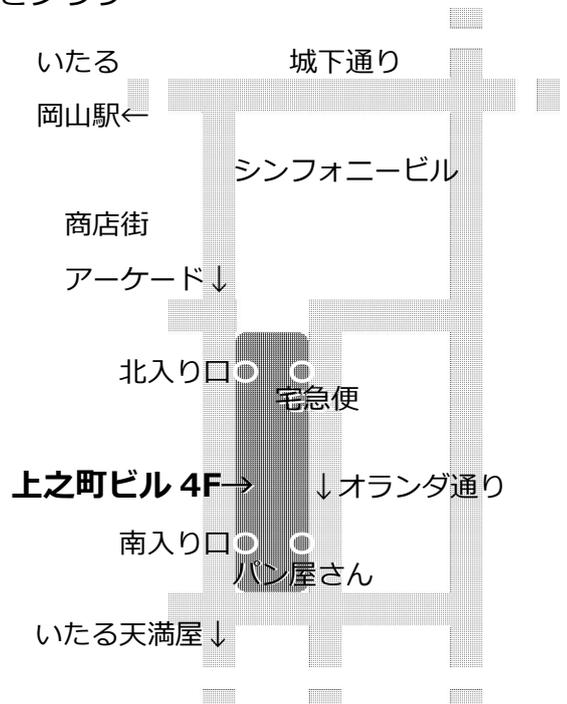
日	月	火	水	木	金	土
10月13日 ※役員会 ※定例会	14 体育の日 休み	15	16 居場所	17 健康教室	18 居場所	19 カウンセリング 松田先生
20	21 相談 居場所	22	23 居場所	24	25 きびきび サロン	26 若者学級
27	28 相談 居場所	29	30 母親学級 居場所	31	11月1日 居場所	2 父親学級
3 文化の日	4 振替休日 休み	5	6 居場所	7	8 居場所	9 家族教室
10 ※役員会 ※定例会	11 相談 居場所	12	13 居場所	14	15 居場所	16 カウンセリング 松田先生

役員会：第2日曜日 10:30～12:00 ※場所はきらめきプラザ

定例会：第2日曜日 13:00～16:00 ※場所はきらめきプラザ

『令和元年度会費』納入をお願いします。
 会員：6,000円 賛助会員：3,000円
 会員以外の方で会報購読など協力いただける
 団体個人の方は賛助会費をお願いします。

**KHJ『旅立ち』新冊子として
 リニューアルしました！**
 会員の方には従来通りお届けします。
 それ以外の方は、一冊、定価500円での



【KHJ 岡山きびの会 居場所：岡山市北区表1丁目4-64 上之町ビル4階】

平成12年9月20日 第3種郵便物認可(毎月25日発行)2019年10月26日 OSK増刊通巻819号

発行所：岡山障害者団体定期刊行物協会 702-8025 岡山県岡山市南区内尾739-1 綾部小百合 (TEL 086-298-1162)

無断での掲載、転写は禁じます。(定価100円は会費に含まれています)